



メルボルン/大阪ダブルハンドヨットレース 2007

スタート

2007年3月25日

企画

大阪市・メルボルン市

主催

メルボルン/大阪ダブルハンドヨットレース推進協議会
日本セーリング連盟(JSAF)大阪北港ヨットクラブ
ヨットイングオーストラリア、サンドリングラムヨットクラブ

ホストヨットクラブ

大阪北港ヨットクラブ
サンドリングラムヨットクラブ

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本レースは「帆走レース規則 (The Racing Rules of Sailing)」に定義された規則に基づき実施される。
- 1.2 ナショナルオーソリティーの規定は適用されない。
- 1.3 本レースの実施に当たっては、2006年1月1日に発効する「アペンディックスK」を含む2004-2005年「ISAF 特別規程」カテゴリ-0と、本レースの「特別規程」の変更が適用される。
「ISAF 特別規程」カテゴリ-0への追加と修正は、レース公示書(NOR)の付属書「A」に記載。
- 1.4 日没から日の出までの時間帯、他艇がどの方向にタックを行っているのかが不確かな際にはその艇には接近しないようにする。

注：参加者は、「空間」の定義には、現在の状況（目視）を考慮することも含まれると認識しなくてはならない。

- 1.5 スピネーカー・ポールとバウスプリット：「アシンメトリー・スピネーカー（Asymmetrical Spinnakers）」の設定を目的とした固定式および格納式のスピネーカー・ポールは許可される。
RRS50.2 を修正。
- 1.6 エンジンと動力：参加艇は、下記の水域でエンジンの使用が許可される。
東経 144 度 40 分 00 秒の位置からポートフィリップを出発し、南緯 38 度 18 分 50 秒・東経 144 度 38 分 00 秒の位置にあるポートフィリップ出口（Port Phillip Heads）を通過するまで、
大阪湾に入るとき、由良瀬戸入口の北緯 34 度 15.00 分から北緯 34 度 18.00 分の由良瀬戸出口を通過するまで。なお、この間は、東経 134 度 58.80 分の線から 150m 以上離れた東側を航行すること。
エンジン使用に関しては、フィニッシュ時に申告を行うものとする。
RRS42 を修正。
- 1.7 言語上の齟齬がある場合は、英語が優先される。

2 . 艇の識別表示に関する追加措置

- 2.1 各艇は、レース参加中 NOR4.13 項に詳細に記載された粘着性のステッカーを表示するものとする。主催者はステッカーと使用方法の指示書を提供する。ステッカーはメルボルンでの集合時から、艇が大阪を離れるときまで貼付することとする。
- 2.2 メルボルン港や大阪港に滞在中、そしてスタートおよびフィニッシュの際には、参加艇はすべてレース主催者から提供された大会スポンサーの旗を掲揚するものとする。

3 . 参加者への公示

参加者への公示は、以下の場所にある公式掲示板に掲載される。
サンドリングムヨットクラブ Inc. (S.Y.C.) マリーナヘッドビル（ケンキングセンター）
大阪北港ヨットハーバー（O.H.Y.H.） クラブハウス 2 階
メルボルン・ドックランド、ウォーターフロント・シティ メルボルンヨットクラブホテルロビー

4 . 帆走指示書の変更

- 4.1 帆走指示書の変更は、変更が実施される日の 09:00 より以前に掲示する。

4.2 それ以外の変更に関しては、レース委員会が書面で各参加艇に配布する。

5 . 陸上で発せられる信号

5.1 陸上で発せられる信号は、以下の場所で掲揚される。

サンドリングムヨットクラブ ケンキングセンターに隣接するフラッグマスト

大阪北港ヨットハーバー クラブハウスのフラッグマスト

メルボルン・ドックランド、ウォーターフロント・シティ マリーナ正面のフラッグマスト

5.2 AP 旗が陸地で掲揚された場合、レース信号 AP 中の「1分」を「60分以上」に置き換える。

6 . レース日程

レーススタート予告信号は 2007 年 3 月 25 日(日)12:55 に発せられる。

7 . クラス旗

予告旗はコード旗「W」である。

8 . コース

ステーションピア隣接のメルボルン港に設置されたスタートラインから南東の方角にスタートし、以下を回航する。

SYC 第 4 マークを右舷へ(南緯 37 度 56.75 分、東経 144 度 59.35 分)

第 20 サウスチャンネル(South Channel)マークを右舷へ(南緯 38 度 19.85 分、東経 144 度 53.80 分)

第 1 サウスチャンネル(South Channel)マークを左舷へ(南緯 38 度 18.00 分、東経 144 度 42.60 分)

その場所から日本の大阪港に設定されたフィニッシュラインまで。

参加艇は日ノ御崎、いしま島(Ishima Island)の間を抜け、大阪湾に入るときは由良瀬戸を通過するものとする。

ポートフィリップ出口(Port Phillip Heads)の Nepean 港側近くの Corsair Rock 付近は水深が浅いので参加艇は注意すること。

大阪湾における注意事項

由良瀬戸以北の航行は、洲本沖灯浮標(北緯 34 度 21.3 分、東経 135 度 00.5 分)を左舷側に見て航行すること。

関西国際空港の北西側には、一辺 2.5~2.7km に及ぶ四角い範囲の海苔養殖網があり、航行できないので注意すること。

その四隅の位置は、東角（北緯 34 度 32.81 分、東経 135 度 12.79 分）

南角（北緯 34 度 31.55 分、東経 135 度 11.89 分）

西角（北緯 34 度 32.22 分、東経 135 度 10.45 分）

北角（北緯 34 度 33.50 分、東経 135 度 11.35 分）

である。

フィニッシュした艇は、“エスコート”と明示された運営艇の指示に従うこと。

レース途中で棄権した艇も同様に運営艇の指示に従うこと。

9. スタート

- 9.1 レースは規則 26 に従い、スタート信号の 5 分前に予告信号が発せられ開始される。
- 9.2 スタート場所は、スタートラインの両端に位置するレース委員会のボートのオレンジ色の旗を掲げたメインマストの間とする。
- 9.3 内側と外側のリミットマークは、委員会のポート近くに設置されることもある。設置された場合は、参加艇はスタート時にリミットマークの間を通過することになる。これらのマークは黄色の円錐形のブイである。
- 9.4 以下の場合を除き、スタート信号が発せられてから 20 分を経過してからはスタートしないものとする。スタート信号から 20 分以内にスタートできなかったものの、スタート時刻から 168 時間以内にスタートする意思がある参加艇は、スタート遅延の許可をレース委員会に申請する。制限時間以内にスタートできない理由を公式スタート時刻から 30 分以内に無線（周波数 VHF CH73）で報告し申請を行ってもよい。それ以外の場合は、書面でレース委員会に申請を行う。参加が認められた場合、レース委員会は遅れてスタートする場合の方法やタイミングを決定する。スタート遅延によるロスタイムは、レース経過時間の記録に際して考慮されることはない。
- 9.5 参加艇の船体、クルー、装備のいずれかの部分が、スタート信号以前にスタートラインを超え、それが確認された場合、レース委員会はその艇の帆走番号を VHF CH73 で送信する。送信に失敗したり、正確に測定できなかったとしても、是正措置を要請する根拠とはならない。これにより規則 62.1(a)は変更される。
- 9.6 帰還やスタートが適切に行えない OCS 艇は、ペナルティの調整を終えたのち、経過時間に 5%分が追加されることになる。

10. 出艇申告

- 10.1 レースでスタートしようとする参加艇はすべて、予告信号が発せられる前に、レース委員会に対し無線（VHF CH73）で連絡し、スタートする意思を宣言し承認を得る。
- 10.2 上記 10.1 項にある段取りで参加艇として記録されていない艇は、VHF CH73 で連絡を受け、スタートする意思があるものかどうかを知らせるように要請を受けることがある。

11. フィニッシュ

- 11.1 フィニッシュラインは、舞洲の北岸の観測用建物に掲揚されたポール（北緯 34 度 40.1 分、東経 135 度 23.9 分）と中島川（Nakajima Kawa）第 4 ライトブイ赤色（北緯 34 度 40.4 分、東経 135 度 23.7 分）のポールの間とする。なお、観測用建物の前面岸寄りの水域は浅瀬のため、フィニッシュライン上に注意喚起のリミットマークを設置する。参加艇は、このリミットマークと中島川第 4 ライトブイ赤色の間を通過すること。このリミットマークは、黄色の円柱形ブイである。
- 11.2 陸地のポールは、日中は大阪北港ヨットクラブ（OHYC）の旗を、夜間は青色のフラッシュライト（90 回転/分）を掲揚する。

12. 帰着申告

- 12.1 帰着の際には、艇の帰着時刻から 3 時間以内に、OHYC レース事務所で取得可能な帰着申告宣言にサインし、提出する。
- 12.2 上記条件を遵守できなかった参加艇は、棄権（RAF）と見なされることもある。

13. ペナルティ制度

NOR12 に基づく。

14. タイムリミット

- 14.1 NOR13 に基づく。
- 14.2 ペナルティがある場合はペナルティを科してから、最初の帰着艇の帰着時刻を秒で修正する。

15. 抗議及び是正措置の要請

- 15.1 抗議書は OHYC のレース事務所で入手できる。抗議書は帰着あるいは棄権後 24 時間以内に提出するものとする。

- 15.2 当事者、あるいは証人として名前が挙がっている意見聴取会に出席する参加艇に案内の必要があることから、通知書は抗議期限の 60 分以内に掲示される。意見聴取会は抗議申し立て用の部屋で、ほぼ受付順に実施されるものとする。

16. 得点

- 16.1 すべての帰着艇で何らかのペナルティがあった場合その適用を条件とし、経過時間によって各グループ・クラス毎に順位が決定される。同じ経過時間以内に複数の参加艇が帰着した場合、LOA が短い艇に高い順位がつけられる。
- 16.2 本レースではハンディキャップはないものとし、ペナルティを含む経過時間をもとにグループやクラス内での得点が決まる。

17. レース旗

参加艇はすべてスタート時刻の 10 分前から帰着あるいは棄権するまで、組織委員会から提供を受けたレース旗を掲揚する。旗の下端はデッキから最低 1.5 メートルの高さに設置するものとし、バックステーで掲揚する。

18. 棄権艇の義務

棄権艇はすべて棄権の理由、現在の状況、将来のスケジュール、その他レース委員会が必要と見なした情報をできるだけ迅速に報告する。棄権艇が入港する場合には、もっとも迅速な方法でレース委員会に報告する。

19. メディア

レース参加に当たってレース参加者は、レース期間中に本人が撮影された動画、静止画像、ライブ、テープあるいはフィルムでのテレビやその他の再生物を、適宜自らの判断に基づき、作成、再生、編集、使用、放映を行い、レース関連の資料における個人の肖像、音声、氏名、その他の情報を使用する権利を、大会主催者およびスポンサーに対して恒久的に無償で提供する。

メディア関連の手配はすべて大会の公式メディア担当窓口を通して行う。クルー各人が報道各社と個別に取り決めを行う場合は、まず最初に大会主催者、大会に関して契約を交わしたメディア担当者の両者、あるいはどちらか一方から書面で承認を受けなくてはならない。メディア担

当者は、レース開始以前に参加艇全員にこれを知らせる。

20. 無線通信

参加艇はすべて NOR7.4 項、帆走指示書の付属書 A (通信に関する指示) に従い通信を行う。

21. 賞

賞は NOR17 項に従い授与される。

22. 免責条項

参加者は完全に自らの責任でレースに参加するものとする。「レース参加の決定」規則 4 を参照のこと。主催者はレースに関係して、あるいはレース開始前、期間中、終了後の事故で被った物的損害、あるいは人身傷害、死亡に対するいかなる責任も負わない。参加者は各自「権利放棄・承諾書」に署名を行うものとする。

23. 保険

参加艇は各々 NOR19 項の通り保険に加入のこと。

24. レース本部

メルボルン / 大阪ダブルハンドヨットレース推進協議会
大阪レース委員会

住所：〒554-0052 大阪市此花区常吉 2-13-18 大阪北港ヨットハーバー内

電話：+81-6-6615-7600 (4月7日まで) +81-6-6460-6101 (4月8日以降)

ファックス：+81-6-6615-7615 (4月7日まで) +81-6460-6104 (4月8日以降)

サンドリングラムヨットクラブ

住所：Jetty Road, Sandringham, Victoria, 3191, Australia

電話：61-3-9598 7444 ファックス：61-3-9598 8109